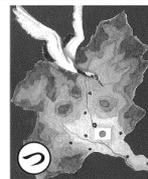




県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年3月31日（月） 号外（第16号）

## 目次

	ページ
<b>公安委員会規則</b>	
○群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（広報広聴課）	2
○群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則（同）	3
<b>警察本部告示</b>	
○群馬県情報公開条例施行規程の一部を改正する告示（広報広聴課）	4
○群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程の一部を改正する告示（同）	6

■ 公安委員会規則

群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

群馬県公安委員会委員長 竹内 健

群馬県公安委員会規則第8号

群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県情報公開条例施行規則(平成14年群馬県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「場合又は」を「場合、」に改め、「限る。)」の次に「又は群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(令和3年群馬県公安委員会規則第7号)第5条第1項に規定する方法により提出された場合」を加える。

第6条の2ただし書中「第3号」の次に「及び第4号」を加え、同条に次の一号を加える。

- (4) 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電子情報処理組織(実施機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法

別記様式第1号中

「

<p>1 <input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴</p> <p>2 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付)</p> <p>(1) <input type="checkbox"/> 紙 (<input type="checkbox"/> カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。)</p> <p>(2) <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体 (<input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R)</p> <p style="margin-left: 20px;">( <input type="checkbox"/> 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する(保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。)。</p> <p style="margin-left: 40px;">※別途読み取り費用が発生します。</p>	を
<p>(3) <input type="checkbox"/> その他の媒体 ( )</p>	

」

「

<p>1 <input type="checkbox"/> 窓口における開示</p> <p style="margin-left: 20px;">( <input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴</p> <p style="margin-left: 20px;">( <input type="checkbox"/> 写しの交付(下記「※写しの交付媒体」を記載) )</p>		
<p>2 <input type="checkbox"/> 送付による写しの交付(下記「※写しの交付媒体」を記載)</p>		
<p>※写しの交付媒体(写しの交付を希望する場合)</p> <p>(1) <input type="checkbox"/> 紙 (<input type="checkbox"/> カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。)</p> <p>(2) <input type="checkbox"/> 電磁的記録</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> 電子メール又はダウンロード</p> <p style="margin-left: 20px;">( <input type="checkbox"/> 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する(保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。)。</p> <p style="margin-left: 40px;">※別途読み取り費用が発生します。</p>		に改める。
<p>(3) <input type="checkbox"/> その他の媒体 ( )</p>		

」



②写しの交付による開示 準備日数及び送付費用	
開示の実施の方法	

改める。

別記様式第16号中

- 「 閲覧、聴取又は視聴  
 写しの交付」  
 窓口における開示を希望  
開示の実施を希望する日  
年 月 日 午前・午後  
 写しの送付による開示を希望

「写しの交付」を希望する場合の交付媒体

- (1)  紙 (  カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。 ) を  
(2)  CD-R  DVD-R  
 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の  
交付を希望する ( 保有する処理装置により容易に実施できる場合  
に限る。 ) 。 ※別途読み取り費用が発生します。  
(3)  その他の媒体 ( )

- 「 窓口における開示 ( 希望日 年 月 日 午前・午後 )  
希望する開示方法を下記2点から御選択ください。  
 閲覧、聴取又は視聴  
 写しの交付 ( 下記「※写しの交付媒体」を記載 )

送付による写しの交付 ( 下記「※写しの交付媒体」を記載 )

※写しの交付媒体 ( 写しの交付を希望する場合 )

に改める。

- (1)  紙 (  カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。 )  
(2)  CD-R  DVD-R  
 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の  
交付を希望する ( 保有する処理装置により容易に実施できる場合  
に限る。 ) 。 ※別途読み取り費用が発生します。  
(3)  その他の媒体 ( )

別記様式第17号及び別記様式第25号中「健康保険被保険者証」を削る。

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則 ( 以下「改正前の規則」という。 ) の規定により提出されている書類は、改正後の同規則の規定により提出されたものとみなす。
- この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

警察本部告示

◎群馬県警察本部告示第2号

群馬県情報公開条例施行規程 ( 平成16年群馬県警察本部告示第1号 ) の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

群馬県警察本部長 倉木豊史

第2条第2項ただし書中「場合又は」を「場合、」に改め、「限る。）」の次に「又は群馬県警察本部長等の所管する条例等を根拠とする行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(令和3年群馬県警察本部告示第2号)によりその例によることとされた群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(令和3年群馬県公安委員会規則第7号)第5条第1項に規定する方法により提出された場合」を加える。

第7条の2ただし書中「第3号」の次に「及び第4号」を加え、同条に次の1号を加える。

(4) 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電子情報処理組織(実施機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法

別記様式第1号中

「

<p>1 <input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴</p> <p>2 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付)</p> <p>(1) <input type="checkbox"/> 紙 (<input type="checkbox"/> カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。)</p> <p>(2) <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体 (<input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R)</p> <p><input type="checkbox"/> 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する(保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。)。 ※別途読み取り費用が発生します。</p> <p>(3) <input type="checkbox"/> その他の媒体 ( )</p>	を
---	---

」

「

<p>1 <input type="checkbox"/> 窓口における開示</p> <p><input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴</p> <p><input type="checkbox"/> 写しの交付 (下記「※写しの交付媒体」を記載)</p> <p>2 <input type="checkbox"/> 送付による写しの交付 (下記「※写しの交付媒体」を記載)</p> <hr/> <p>※写しの交付媒体(写しの交付を希望する場合)</p> <p>(1) <input type="checkbox"/> 紙 (<input type="checkbox"/> カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。)</p> <p>(2) <input type="checkbox"/> 電磁的記録</p> <p><input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> 電子メール又はダウンロード</p> <p><input type="checkbox"/> 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する(保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。)。 ※別途読み取り費用が発生します。</p> <p>(3) <input type="checkbox"/> その他の媒体 ( )</p>	に改める。
--	-------

」

附 則

- この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 改正後の群馬県情報公開条例施行規程(以下「改正後の告示」という。)の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた開示請求について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従

前の例による。

- 3 この告示の施行の際現に改正前の群馬県情報公開条例施行規程(以下「改正前の告示」という。)の規定により提出されている申請書は、改正後の告示の規定により提出されたものとみなす。
- 4 この告示の施行の際現に改正前の告示の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

◎群馬県警察本部告示第3号

群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程(令和5年群馬県警察本部告示第2号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

群馬県警察本部長 倉木豊史

別記様式第4号中

「1  閲覧、聴取又は視聴  
 2  写しの交付 } を  
      窓口における交付  
     交付を希望する日 年 月 日  
      送付による交付  
     (希望する交付方法を上記2点からご選択ください)」

写しの交付媒体

「1  窓口における開示(希望日 年 月 日)  
     希望する開示方法を下記2点から御選択ください。  
      閲覧、聴取又は視聴  
      写しの交付(下記「※写しの交付媒体」を記載) に、  
 2  送付による写しの交付(下記「※写しの交付媒体」を記載)  
     ※写しの交付媒体(写しの交付を希望する場合)」

「 } を  
 (電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する(保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。))。※別途読み取り費用が発生します。」

「 } に改め、「健康保険被保険者証」を  
 (電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する(保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。))。※別途読み取り費用が発生します。」

削る。

別記様式第5号及び別記様式第6号中

開示の実施の方法		
①窓口における開示 開示を実施することができる日時及び場所	日時： 場所：	を
②写しの交付による開示 準備日数及び送付費用		

開示の実施の方法		に
----------	--	---



改める。

別記様式第16号中

閲覧、聴取又は視聴

写しの交付

窓口における開示を希望  
開示の実施を希望する日  
年 月 日 午前・午後

写しの送付による開示を希望

「写しの交付」を希望する場合の交付媒体

(1)  紙 ( カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。) を

(2)  CD-R  DVD-R

電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の  
交付を希望する(保有する処理装置により容易に実施できる場合に  
限る。)。※別途読み取り費用が発生します。

(3)  その他の媒体 ( )

窓口における開示(希望日 年 月 日 午前・午後)

希望する開示方法を下記2点から御選択ください。

閲覧、聴取又は視聴

写しの交付(下記「※写しの交付媒体」を記載)

送付による写しの交付(下記「※写しの交付媒体」を記載)

※写しの交付媒体(写しの交付を希望する場合)

に改める。

(1)  紙 ( カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。)

(2)  CD-R  DVD-R

電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の  
交付を希望する(保有する処理装置により容易に実施できる場合に  
限る。)。※別途読み取り費用が発生します。

(3)  その他の媒体 ( )

別記様式第17号及び別記様式第25号中「健康保険被保険者証」を削る。

附 則

- この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- この告示の施行の際現に改正前の群馬県個人情報保護に関する法律施行条例施行規程(以下「改正前の告示」という。)の規定により提出されている書類は、改正後の同告示の規定により提出されたものとみなす。
- この告示の施行の際現に改正前の告示の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。